

平成27年5月28日

各 位

会社名 凸版印刷株式会社
代表者名 代表取締役社長 金子 眞吾
(証券コード 7911)
問合せ先 法務本部長 萩原 恒昭
電話番号 (03)3835-5530

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関し平成27年6月26日開催予定の当社第169回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業領域の拡大と新規事業への参入に対応するため、事業目的の一部変更(変更案第2条)を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役以外の監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、これらの取締役、監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条第2項及び第39条第2項の一部を変更するものであります。
なお、現行定款第28条第2項(取締役の責任免除)の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記変更に伴い、条数の変更等、所用の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ↳ (記載省略)</p> <p>14. (新設)</p> <p><u>15.</u> ↳ (記載省略)</p> <p><u>26.</u></p>	<p>第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ↳ (現行通り)</p> <p>14. <u>15. 電力その他のエネルギーの供給、販売、サービス等に関する事業</u></p> <p><u>16.</u> ↳ (現行通り)</p> <p><u>27.</u></p>
<p>第3条 ↳ (記載省略)</p> <p>第27条</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 任務を怠ったことによる取締役(取締役であつた者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第3条 ↳ (現行通り)</p> <p>第27条</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 任務を怠ったことによる取締役(取締役であつた者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第29条 ↳ (記載省略)</p> <p>第38条</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 任務を怠ったことによる監査役(監査役であつた者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第29条 ↳ (現行通り)</p> <p>第38条</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 任務を怠ったことによる監査役(監査役であつた者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第40条 ↳ (記載省略)</p> <p>第50条</p>	<p>第40条 ↳ (現行通り)</p> <p>第50条</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上